

# 令和6年第1回伊根町農業委員会議事録

令和6年1月25日(木曜日)開催

# 伊根町農業委員会

令和6年 第1回 伊根町農業委員会 議事録						
招集年月日	令和6年1月25日(木)					
閉会の日時	開会	午後1時30分				
	閉会	午後1時50分				
議長	小原 澄晴 会長					
招集場所	伊根町ほっと館 多目的室					
委員定数	農業委員					11名
	農地利用最適化推進委員					3名
出席委員数	農業委員					10名
	農地利用最適化推進委員					3名
農業委員の出席・欠席	議席	氏名	出・欠	議席	氏名	出・欠
	1	村井 英敏	出	7	奥野 義則	出
	2	上山 徳和	出	8	須川 清広	出
	3	須川 和幸	出	9	上野 正	出
	4	山口 忠司	欠	10	上野 清	出
	5	大上 和夫	出	11	大西 一彰	出
	6	小原 澄晴	出			
農地利用最適化推進委員の出席・欠席	地域	氏名	出欠	地域	氏名	出欠
	1	大谷 功	出	3	櫻尾 夏男	出
	2	藤原 正人	出			
議事録署名委員	小原 澄晴 (会長)					
	上野 正			上野 清		
会議の説明に出席した者	事務局書記 濱野 文子					
議事の経過概要及び結果	別紙のとおり					
特記事項						

# 議 事 の 審 議 結 果

第 1 号議案 伊根町農業振興地域整備計画の変更事案にかかる意見照会について

(異議なし)

## 令和6年第1回伊根町農業委員会議事経過概要

発言者	発言内容
小原会長	定刻になりましたので、令和6年第1回の農業委員会総会を開催させていただきたいと思いをます。
議長	<p>本日の農業委員の出席者は11名中、10名の出席であります。また農地利用最適化推進委員の出席は3名中、3名の出席であります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数の出席があり、定足数に達していますので、会議規則第7条第1項により本日の総会が成立していることを申し上げ、総会を開始いたします。</p>
議長	<p>大変な大雪となりました。宮津市の方では、雪の影響で事故があったと聞いています。皆様くれぐれも雪道の運転にはご注意ください。</p> <p>そして、正月には、能登半島で大きな地震があり、現在も大変な状況となっています。農林業、観光業、小売業等、大きな被害が出ています。そして今回の大雪と重なり、被災された方々にとっては、大変な状況での生活となっております。一日も早い復興を心から願うばかりです。</p>
議長	<p>会議規則第19条第2項に基づき、本日の署名委員については、私、議長の他に2名の指名をさせていただきます。</p> <p>9番 上野 正委員と、10番上野 清委員にお願いしたいと思います。</p>
議長	それでは議事に入りたいと思いをます。
議長	第1号議案「伊根農業振興地域整備計画の変更事案にかかる意見照会について」です。本案について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>(内容説明)</p> <p>第1号議案の所在は、伊根町字菅野小字上ノ山4812番ほか24筆になります。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>第1号議案の位置図となります。第1号議案、除外地につきましては、オレンジに塗られた箇所が対象となります。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>先ほどご覧いただきました、オレンジの所在地25筆についての詳細になります。現況地目は、原野、筆面積は</p>

	<p>34,687m<sup>2</sup>，現農用地区域面積も同様の34,687m<sup>2</sup>，変更に係る面積についても、34,687m<sup>2</sup>です。除外理由といたしましては、耕作放棄等農業経営が困難である為。最後のページ第6農用地利用計画変更案件に係る個別説明資料（農用地区域除外の場合）をご覧ください。</p> <p>第1号議案につきましては、旧委員さんをご存じかと思いますが、令和5年3月に農地パトロールを行い、非農地判断をしております。第6農用地利用計画変更案件に係る個別説明資料（農用地区域除外の場合）につきましてはの記載内容につきましては、必要事項のみ記載しております。本案件は、先ほどもお伝えしたとおり非農地判断されているため、転用案件には該当しません。5法第13条第2項各号の適合状況につきましても、該当なし、問題なしとしています。そもそも、転用案件ではございませんので、5法第13条第2項各号の適合状況につきましても検討する内容ではないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	ご質問やご意見はありませんか。
A委員	本来であれば、農用地除外を行ってから、除外するのが正しいやり方ではないのか。農業振興地域整備計画の変更は、外さないと転用できないと思うが。
事務局	今回の案件につきましては、非農地判断を行っている農地についての農業振興地域整備計画の変更となっています。令和5年3月に旧農業委員の方々に農地パトロールを行い、耕作放棄等農業経営が困難と判断させていただいています。そのため、A委員がおっしゃいます本来の順番とは異なりますが、農業振興地域整備計画の変更は可能でございます。
議長	<p>その他、ご質問、ご意見はございますか。</p> <p>特別ないようですので、採決に入ります。</p> <p>第1号議案「伊根農業振興地域整備計画の変更事案にかかる意見照会について」異議なしと回答することに賛成される方は挙手願います。</p>
委員	(全員挙手)
議長	全員挙手ということで、異議なしと回答することとします。
議長	審議案件は以上でございますので、令和6年第1回の農業委員会総会を閉会いたします。

令和6年第1回伊根町農業委員会総会議事録については、相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩